

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)9月25日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

札幌市建築基準法施行条例(昭和35年条例第23号)の一部を次のように改正する。

(1) 目次中

「第6節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(第43条—第60条)

第7節 特殊建築物等の防火制限(第61条—第64条)」

を

「第6節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(第43条—第64条)」

に改める。

(2) 第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

(3) 第59条及び第60条並びに第3章第7節を削り、同章第6節中第58条の次に次のように加える。

第59条から第64条まで 削除

(4) 第74条の10の表1の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表中23の項を24の項とし、19の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、18の項の次に次のように加える。

19	法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	160,000円
----	-------------------------------	----------

(5) 第74条の11の表中15の項を16の項とし、2の項から14の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請	27,000円
---	----------------------------	---------

(6) 第75条中「仮設建築物」の次に「(以下この条において「仮設興行場等」という。)」を、「場合」の次に「及び仮設興行場等で、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて同条第6項の規定に基づきその建築を許可する場合」を加える。

(7) 第76条の2中「、第56条並びに第61条」を「並びに第56条」に改める。

(8) 第77条第1項中「、第61条」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (理 由)

建築基準法の一部改正に伴い、木造の特殊建築物の外壁等に係る制限を緩和するとともに、1年を超えて使用する仮設建築物の許可申請に係る手数料を定める等のため、本案を提出する。